

平成 28 年 1 月 20 日

『さっしんビジネスダイレクト』における法人のお客様への被害補償について

平素より「さっしんビジネスダイレクト」をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今、インターネットバンキングサービスが不正使用される事例が道内だけでなく全国的に多発し、その手口も非常に巧妙化かつ高度化しております。

つきましては、お客様に安心してご利用いただくため、法人のお客様が「さっしんビジネスダイレクト」の不正使用により被害に遭われた場合の補償について、下記のとおり取扱いを開始いたします。

なお、お客様におかれましてもご自身の大切なご預金を守るため、第三者による不正使用を未然に防止するための対策を講じていただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 補償開始日

平成 28 年 1 月 25 日 (月)

2. 補償限度額

一口座につき 3,000 万円

3. 補償概要

第三者がお客様の ID・パスワード等を盗用し、不正アクセス等による預金の不正な払戻しが発生した場合、お客様の被害について補償いたします。

なお、お客様のセキュリティ対策等への対応状況等により、補償の対象とならない場合又は補償額を減額する場合がございます。

詳細内容につきましては、別添の「さっしんビジネスダイレクト被害補償制度について」をご覧ください。

また、被害補償の取扱いを開始することに伴い、さっしんビジネスダイレクト利用規定の一部を改定し、さっしんビジネスダイレクトページに掲載いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

以 上

さっしんビジネスダイレクト被害補償制度について

対象となるお客様	「さっしんビジネスダイレクト」をご契約いただいているお客様 お申込等のお手続きや追加となるご負担はありません。
取扱開始日	平成28年1月25日(月)
補償限度額	一口座につき3,000万円
補償の対象となる期間	不正送金被害にあわれた日の翌日から30日以内に当金庫へ通知いただいた被害 当金庫へ通知いただいた日とは、書面の提出日に限らず、当金庫が不正送金 被害の事実を知った日をいいます。
補償の対象とならない 主な損害	<p>(1)被害が発生した時点において、下記の「お客様に実施いただくセキュリティ対策」が実施されていなかった場合</p> <p>(2)不正送金被害にあわれた日の翌日から30日以内に当金庫へ被害の通知が行われなかった場合</p> <p>(3)当金庫に対するお客様の被害状況についての説明及び重要な事項について、偽りの説明が行われた場合、又は被害調査に協力が得られない場合</p> <p>(4)端末及び通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた損害の場合</p> <p>(5)お客様が警察署に被害届を提出しない場合</p> <p>(6)お客様の故意、重大な過失又は法令違反による損害の場合 例：ログインID・パスワードを記載したメモ等を紛失し、不正使用された。</p> <p>(7)当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人によって行われた場合、若しくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合</p> <p>(8)当該資金移動が、ご契約先の役員、従業員又は使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含みます)によって行われた場合、若しくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合</p> <p>(9)戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して行われた場合</p> <p>(10)お客様が反社会的勢力に該当する場合 注</p> <p>注：「反社会的勢力」とは暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)及び次の各号のいずれかに該当する場合があります。</p> <p>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>

<p>お客様に実施していただくセキュリティ対策</p> <p>右記セキュリティ対策の実施状況により、補償額を減額する場合がございます。</p>	<p>(1)当金庫が書面や「さっしんビジネスダイレクト」ログオン画面等により実施するよう求めるセキュリティ対策^注を実施していただくこと</p> <p>(2)「さっしんビジネスダイレクト」を使用するパソコン(以下、単に「パソコン」という。)の基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。</p> <p>(3)パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したOSやウェブブラウザ等のご使用はやめていただくこと。</p> <p>(4)「さっしんビジネスダイレクト」にかかるパスワードを定期的に変更していただくこと。</p> <p>(5)当金庫が指定した正規の手順以外での電子証明書のご利用はやめていただくこと。</p> <p>(6)パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、ご使用いただくこと。</p> <p>(7)管理者と利用者のEメールアドレスを登録し、Eメールアドレスを変更する場合は、変更後のアドレスを速やかに登録していただくこと。また、受信したEメールにより、取引受付状況を確認していただくこと。</p> <p>注：電子証明書の導入、「利用者ワンタイムパスワード」の使用等</p>
--	--

下記についても、実施いただくことをお奨めいたします。

<p>お客様に推奨するセキュリティ対策</p>	<p>(1)インターネット接続時の利用は、「さっしんビジネスダイレクト」の使用に限定していただくこと。</p> <p>(2)パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。</p> <p>(3)一日・一回当たりの振込・振替限度額を必要最低限に引き下げてご利用いただくこと。</p> <p>(4)不審なログイン履歴や身に覚えのない取引履歴等がないか定期的にご確認いただくこと。</p>
--------------------------------	---

不正送金被害にあわれた場合は、速やかに下記の受付窓口までご連絡ください。

受付窓口及び受付時間帯

曜日	受付時間帯	対応窓口	備考
平日	8:45～17:00	お取引店	電話及び店頭
	上記以外の時間帯	しんきんサービスセンター	電話による受付 011-272-0666
土・日・祝日	24時間	しんきんサービスセンター	電話による受付 011-272-0666

補償内容については、お取引店又は下記のフリーダイヤルへお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

さっしんひまわりテレホンバンク
 TEL: 0120-865-634
 受付日時: 平日9:00～17:20
 (土・日・祝日は除きます)

